

前橋都市計画地区計画の決定（前橋市決定）

都市計画前橋駅南口地区地区計画を次のように決定する。

名	称	前橋駅南口地区地区計画								
位	置	前橋市南町三丁目地内								
面	積	約 2.0 ha								
区域の及 整備 備保 ・全 開の 発方 針	地区計画の目標	本地区は、JR両毛線前橋駅南口駅前広場に隣接した商業業務地であり、前橋駅南口土地区画整理事業により必要な道路、公園等の公共施設及び宅地の整備が行われ、今後一層の高度利用を図り健全な都市環境を形成、保持することを目標とする。								
	土地利用の方針	商業業務地としての土地の合理的かつ健全な高度利用を促進する。								
	建築物等の整備方針	前橋駅の玄関の一つとして個性豊かで魅力ある商業業務地とするよう、安全で快適な歩行者空間の創造と良好な都市景観の形成に配慮した建築物の整備を行うものとする。								
地区 整備 備 関 計 画 事 項 備 考	建築物等 に 関 する 画 事 項	建築物等の用途の制限	敷地が前橋駅南通線又は前橋駅環状線に接する建築物の1階部分の用途は、店舗、事務所、旅館、劇場、診療所、華道教室、その他これらに類するものとする。							
		建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度	建築物の延べ面積に対する割合の最高限度は、次の左欄に掲げる敷地面積の区分に応じ、同表右欄に掲げる数値とする。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>敷地面積</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>250㎡以上</td> <td>60 / 10</td> </tr> <tr> <td>100㎡以上250未満</td> <td>50 / 10</td> </tr> <tr> <td>100未満</td> <td>40 / 10</td> </tr> </tbody> </table>	敷地面積	割合	250㎡以上	60 / 10	100㎡以上250未満	50 / 10	100未満
	敷地面積	割合								
	250㎡以上	60 / 10								
100㎡以上250未満	50 / 10									
100未満	40 / 10									
建築物の意匠の制限	敷地が前橋駅南通線又は前橋駅環状線に接する建築物の外壁の色彩は、白又は茶色を基調としたものとする。									
かき又はさくの構造の制限	前橋駅南通線又は前橋駅環状線の通りに面する側のかき又はさくは生垣あるいはフェンス、鉄柵等透視可能なものとし、ブロック等これらに類するものは設置してはならない。ただし、フェンス等の基礎で前面道路からの高さが60cm以下のもの、あるいは門柱にあってはこの限りでない。									

「区域は計画図表示のとおり」

理 由 書

本地区は、前橋駅南口土地区画整理事業の施行により必要な道路、公園等の公共施設及び宅地の整備が行われており、前橋駅の南口駅前広場に隣接する商業業務地であることから今後一層の高度利用を図りながら健全な都市環境を形成、保持するものである。